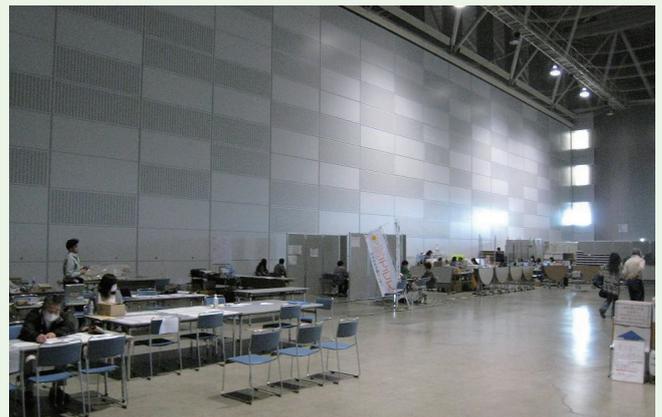


「ビッグパレットふくしま」での様子





宮城県内相談所にて



原賠請求説明会

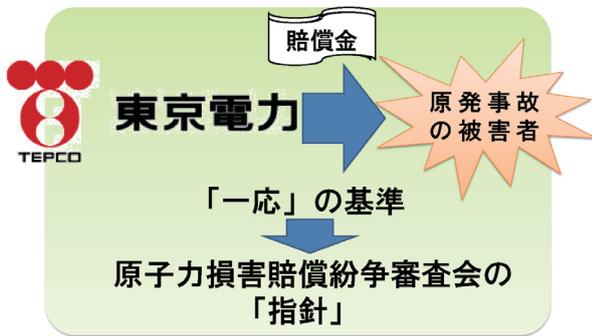
震災お悩み相談 ～記録ノートの使い方～

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
日本司法支援センター（法テラス）

本日の流れ

30分程度
賠償の仕組みについてご説明
30分程度
個別の質疑応答
本日も相談実施中
（12時まで）
16日（弁護士会館 チラシご参照）も相談を実施します。

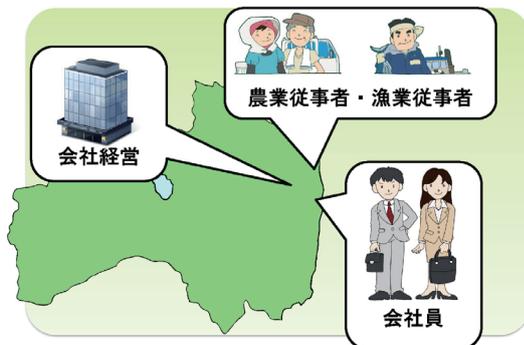
法律（原子力損害賠償法）の仕組み



「記録ノート」とは？



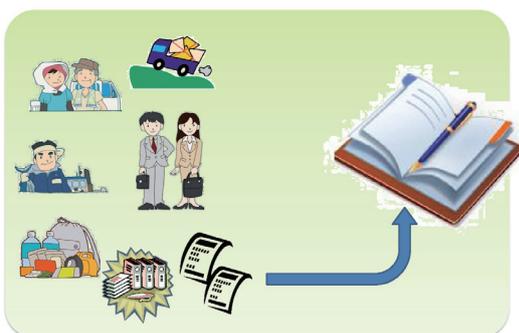
原発事故発生前



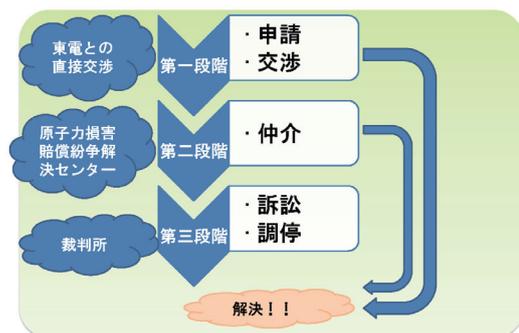
例：福島から東京への避難費用



記録と相談



これから・・・



弁護士による

原発事故損害賠償請求のための無料説明会・相談会

10/22

- 東電配布請求書の注意点を弁護士が説明します
 - 土地や住宅については別途請求が必要?
 - 中間指針にはない東電独自の考え方が含まれている?
- 東電配布請求書以外にも請求方法があることを説明します
- 個別の相談に応じます

10月22日(土)開催
13:00~14:00 説明会
14:00~17:00 個別相談会

◆事前申込不要です。当日直接会場へどうぞ
◆説明会のみ・相談会への参加もできます
◆相談者多数の場合には、相談時間に制限を設けることがあります

会場 **都営住宅大島9丁目**
都営新宿線「東大島」駅 徒歩6分 江東区大島9-6

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)

【問合せ先】03-3581-2250 (第二東京弁護士会)

【会場地図】

その他の説明会・相談会のご案内 (予約不要)

弁護士では下記の相談会・説明会も実施いたしますので、ご都合に合わせて、ご利用ください。また、日産連のホームページ(<http://www.nichibenren.or.jp>)では、説明会・相談会の日程(随時更新中)の他、役に立つ情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

10月10日(月)祝日 「セゾン杉並」 13:30~14:45 説明会 14:45~16:00 相談会	杉並区梅屋1-22-32 *丸の内線「高円寺」駅徒歩5分 *新高円寺「駅徒歩7分	震災で被害に遭われた方へ 原災についての無料説明会、無料法律・困りごと相談会
10月29日(土) 「板橋区立グリーンホール」 4階409号室	板橋区栄町36-1 *都営三田線「板橋区役所前」駅徒歩5分 *東武東上線「大塚」山手線徒歩5分	被災者のための無料法律問題説明会～原発事故に伴う各種請求方法を中心として～
10月30日(日) 「練馬区役所本庁舎」 20階(交流ホール)19階(中会議室) 17:30~19:00 説明会 19:00~20:00 相談会	練馬区豊玉6丁目12番1号 *都営大江戸線・西武東有線「練馬」駅徒歩5分	被災者のための無料説明会・相談会
11月3日(木)祝日 「きかりあん」(品川区立総合区民会) 13:30~14:30 説明会 14:30~16:30 相談会	品川区東大井5-18-1 *JR線「大井町」駅徒歩1分	原発事故損害賠償請求のための無料説明会・相談会
11月12日(土) 「多摩弁護士会館」 13:00~14:00 説明会 14:00~16:00 相談会	立川市稲穂1-1アース立川 高松駅南口2階 *有線「高松」駅徒歩3分	被災者のための法律問題説明会・相談会

【問い合わせ先】
東京三弁護士会多摩支部 042-548-3800
第二東京弁護士会法律相談 03-3581-2250

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)

**【震災で被害に遭われた方へ】
無料法律・困りごと相談会**

～弁護士が個別に相談にのります～

9月開催

労働・賃貸借・ローン問題 保険・生活保護・補償問題

こんな悩み事や不安はありませんか

- 紛争解決センターのADR手続きって何ですか？
- 被災者ノートの書き方はこれで大丈夫ですか？
- 弁護士費用はどれくらいかかるのですか？
- 住宅ローンの解消について何か動きがありますか。

etc.

開催日時 **【事前申込不要】** 直接会場にお越し下さい。

9月 3日(土曜日) 13時～16時
9月10日(土曜日) 13時～16時
9月17日(土曜日) 13時～16時
9月24日(土曜日) 13時～16時

開催場所 **東雲住宅集会所**

暮らしの手引き(夏版)【無料配布】致します。

◆ 東雲住宅以外の避難者の方からの相談にも応じます ◆

被災者のための法律問題説明会
～原発事故に伴う各種請求方法を中心として～

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)
共催：文京区・東洋大学

今回の説明会では、被災者の皆様に対して、弁護士が東日本大震災・記録ノートの使用目的・使用方法などを中心にご説明致します。是非ご参加ください。

東日本大震災・記録ノートとは

原発事故の被害者の方々の損害賠償請求の準備のためのノートです。日々の記録、資料を整理しておくことにより、将来の賠償請求の際の資料とするためのものです。

開催日時 **8月7日(日曜日) 合計2回実施**
【1回目】午前9時30分～ 【2回目】午前11時～

*各回は、全て同じ内容になります。ご都合の良い時間帯にご参加ください。
*会場準備、資料郵送等の関係から各回とも事前申し込みをお願いいたします。
(全席の余裕がある限り当日参加も受け付けますが、椅子や資料等の準備ができない場合がございます。)
*電話(03-3581-2250)にて第二東京弁護士会法律相談までお申し込み下さい。

開催場所 **文京シビックセンター(文京区役所)内 アカデミー文京**
(地下鉄丸の内線後楽園駅、都営三田線・大江戸線春日駅より各徒歩1分。文京区役所地下1階)

*今回の説明会は、福島県の方を中心に行っていますが、宮城県・岩手県の方も個別に、震災関連の法律問題についてのご相談に応じます。申込のうえ入室で同時開催している相談会場に直接お越し下さい。
*大学生による子どもさん連への学習支援サービス・手品等の催しもありますので、ご家族連れでもお越し下さい。
*学習支援サービスを希望されるか小学生の皆さんは、夏休みの宿題や夏休みの読書などをお持ち下さい。

【同時開催】弁護士による無料法律・困りごと相談会
開催場所 アカデミー文京学習室(上記説明会の隣室)

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)

**【震災で被害に遭われた方へ】
無料法律・困りごと相談会**

～原子力損害賠償についての説明会も同時開催～

労働・賃貸借・ローン問題 保険・生活保護・補償問題

こんな悩み事や不安はありませんか

- 震災により住宅が倒壊したが、住宅ローンがどうなりますか？
- 震災により職を失い、借金の返済ができなくなりました。相続放棄の手続きはしたらいいの？
- これにて原賠債の対象にならないのか？
- 東電の請求書を出して大丈夫なのだろうか。 etc

前回に引き続き、原災の損害賠償請求の仕組みや、請求の方法について弁護士がわかりやすく説明する説明会も同時開催しますので、是非お越しください。

開催日時 **【事前申込不要】** 直接会場にお越し下さい。

10月29日(土)

原子力損害賠償請求に関する説明会 13時～14時
個別無料法律・困りごと相談会 13時～16時

開催場所 **新宿けやき園 1F (新宿区百人町4-5-1)**

原発事故に関する記録ノートを【無料配布】します
個別相談においてお待ちいただく場合は整理券を配布します

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)

**弁護士による
原発損害賠償請求の準備のための
無料説明会・相談会**

こんな悩み事や不安はありませんか

- どういものが損害として賠償されますか。
- 原子力損害賠償紛争解決センターとはなんですか。
- 請求に備えてどのような準備をしておけばいいですか。

開催日時 **【事前申込不要】** 直接会場にお越し下さい。

9月27日(火)
18:30～19:30 説明会
19:30～21:00 個別相談会

*説明会・相談会への参加もできます。
*どなたでも参加できます。

開催場所 **世田谷文化生活情報センター セミナールームB**
(東急田園都市線 三軒茶屋駅 徒歩0分 キャロットタワー5階)

記録ノートの【無料配布】も行っています。

8月16日に開催された【原発事故損害賠償請求準備のための無料説明会】に参加が出来なかった方もお気軽にお越しください。

弁護士による

原発事故損害賠償請求のための無料説明会・東日本大震災被災者無料相談会

11/14

請求する前に慎重にご検討ください!

- 土地や住宅については別途請求することになります
- 中間指針にはない東電独自の考え方が含まれています
- 請求方法は他にもあります

・東京電力株式会社の請求書の注意点を弁護士が説明します。
・請求書以外の請求方法も弁護士が説明します。
・どのように請求すればよいか個別に弁護士が相談に応じます。

11月14日(月)開催
13:30～14:00 東電請求についての説明会
14:00～16:00 震災被災者個別相談会

◆事前申込不要です。当日直接会場へどうぞ
◆説明会・相談会への参加もできます
◆相談会は、岩手県・宮城県からの避難者の相談にも応じます

開催場所
説明会：板橋区成増団地集会所

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
【問合せ先】03-3581-2250(第二東京弁護士会宛)

**東日本大震災 大田区
被災避難者相談会**

相談会の日以外でもご相談受け付けます。

10月18日(火)

時間 10:00～12:00
受付は11時30分までです。

会場 **大田区役所2階区民相談室**

申込方法
電話または、裏面の申込書に必要事項を記載のうえFAXで申込みください。

その他行政相談等
○弁護士、司法書士、宅建協会、ケアマネージャーなどの専門家に各種相談を受け取ります。

相談会の日以外でもご相談受け付けます。

当日申込みOK!

相談会の申込期限 **10月17日**

◎原災による賠償問題や避難して困っていることがあればお気軽に何でもご相談ください。

問合せ先
大田区被災地支援ボランティア調整センター
電話番号：03-3735-3840 FAX番号：03-3735-3856

東日本大震災支援事業 (チラシ案)

つながっぺ 福島

日時：3月18日(日) 午前10時～午後2時
会場：東久留米市 市民ひろば 茨城県東久留米市
主催：東久留米市、東久留米市社会福祉協議会
後援：財団法人福島県観光物産交流協会

●お茶とおしゃべり「あつ、ど〜も!サロン」(無料)
地元の高菜が一押し! 福島出身者が被災地の言葉を話します。会場もあるかも? 高菜・巻手、その他の地域も大歓迎! 各地の言葉を訳してください

●東北の新聞コーナー (福島民友、福島民報)

●福島県 美味しいもの物産
詳細チラシに詳しい! 福島の人々が頑張っていることお伝え! 東久留米から高菜を発送する、物産の販路です。 ※商品内容は変更
「あつ、ど〜もサロン」で販売もします。

●お問い合わせ先
社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 ボランティアセンター
〒203-0083 東久留米市堀山4-3-14 わくわく健康プラザ2階
電話 042-475-0739 FAX 042-475-4545
ホームページ <http://www.hishaku.kume-shikyo.or.jp/>

ビッグパレットニュース 2011.5.11

弁護士による法律・生活に関する電話相談
福島県弁護士会 平日 午後2時～午後4時
024-534-1211(福島)、024-925-6511(郡山)、
024-227-2522(金津若松)、024-625-0455(いわき)
日本弁護士連合会 平日 午前10時～午後3時
0120-366-556 (フリーダイヤル)

東京電力、仮払金支払いへ

【対象者】 第一原発から半径30キロ圏内の避難住民・計画的避難区域住民の皆さんが対象です。
【金額】 一般世帯は100万円、単身世帯は75万円です。
【問合せ先】 東京電力「福島原子力補償相談室」 0120-926-404(受付時間午前9時～午後9時)

仮払金とは？

被災者の皆さんは、今回の原発事故によって受けた損害を東京電力に補償してもらいたい権利があります。しかし、個々の被災者の方にはそれぞれ色々な事情があり、補償を受けられる金額を算定するのは容易ではありません。そこで、金額が確定する前に、暫定的に補償金を支払うこととしたのが今回の仮払金です。したがって、将来、皆さんが受けた損害が確定し、補償金の金額が決まったときには、仮払金として支払を受けた金額については既払金として扱われることになります。

補償への道筋

本来なら、被災者の皆さんは、各自で直接東京電力に補償を求めて行くことができます。しかし、原子力災害は、莫大な人数の方に長期にわたる損害を与えるため、各自で補償を求めたのでは大変な混乱が生じてしまいます。そこで、原子力災害対策特別措置法は、全ての被災者に迅速かつ公平に補償がなされるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」という会議を設けて、そこで補償に関するルールを決めることにしています。4月28日、「原子力損害賠償紛争審査会」は、東電福島原発事故の補償範囲に関する第一次指針を公表しました。これは、そのルールの第一歩ということになります。更に、後に細かいルールが順次決められていくことになります。

今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの？

受けられないと決まったわけではありません。今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって支払われるものです。今後さらに仮払金が支払われたり、最終的な補償金で支払われるときは、指針に基づいて仮払金対象者が決まるとはなりません。指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されていきます。第一原発の半径30キロ圏外・計画的避難区域外の自主避難者の方や、風評被害を受けた農業者の方や、今回が対象区域だった方に対して指針に示されなかった方も、今後示される指針によって、補償の対象になる可能性があります。

補償の範囲に関する第一次指針

「避難者対象者」と「対象区域」

これらの説明で何度も出てくる「避難者対象者」「対象区域」という言葉について、あらかじめ説明します。
【避難者対象者とは？】 対象区域から避難した方や、自宅が対象区域のために焼失した方、対象区域で屋内避難されている方の総称です。
【対象区域とは？】 避難区域、屋内避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の4つの総称です。

補償の対象となる損害の項目は？

検査費用(身体)	避難費用
避難者の方々が健康の有無を検査するために負担した費用や、そのための交通費等の付随費用は、避難の前後を問わず補償の対象となります。避難者対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。	避難者の方々が負担した、避難する際の交通費や家財運送経費費用、避難先の宿泊費、避難のため余分にかけた生活費等は、補償の対象となります。避難者対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

生命・身体的損害

避難者対象者が避難で怪我をしたり、病気になった場合には、その治療費は、補償の対象になります。また、後遺症が残ってしまった場合や、不幸にも亡くなってしまった場合、将来の収入の減少分も補償の対象になります(遺失利益)。避難者対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

増えしまった医療費

避難者対象者の方で、持病を抱えている方や高齢の方、妊婦している方などが、避難前より多額の医療費を負担した場合は、その増加分が補償の対象になります。避難者対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

感謝料

感謝料は、生命・身体的損害に対するものと、避難生活に対するもの二種類があると整理されています。

生命・身体的損害に対するもの

避難者の方々が、避難により、怪我をしたり病気になった場合、また、死亡してしまった場合、そのようないき思わぬ精神的損害に対する感謝料は補償の対象になります。この感謝料は、怪我や病気の程度によって、個別に算定されます。

避難生活に対するもの

避難者の方々が、避難により、これまでの日常生活が破壊されたこと、また、不便な生活を強いられたことによる精神的損害は、感謝料として補償の対象になります。ただし、この感謝料の算定方法は未定です。

就労不能等に伴う損害

自宅や勤務先が対象区域だったために働けなくなった場合、給与等が補償の対象になります。勤務先の廃業や解雇に左右されません。なお、就職内定者も、補償の対象になる可能性があります。

検査費用(物)

対象区域内にある対象区域であった物のうち、住居や安全を確認するための検査が避けられないもの(自動車・食品等)や取引先の要求により検査を実施しなければならないようになった物に生じた放射能検査費用が補償の対象になります。なお、ベッドや家具は、法律上「物」であるとされており、ここに含まれません。

財産価値の喪失または減少等

政府の指示等により避難しなければならなくなり、対象区域にある物を管理できなくなった場合(避難中に餌を与えられなかった家畜が死亡した場合等)や、対象区域にあった物が、その価値を減少させる程に放射能に汚染された場合等、物の価値の減少分や放射能の除去費用等が補償の対象になります。

事業者の皆さんへ

対象区域内で事業の全部または一部を行っていた事業者の方については、原発事故がなければ得られたであろう利益や、放射能汚染物の処分費用や、事務所の移転費用等、原発事故による余分にかけた費用のうち営業損害も補償の対象になります。なお、廃棄した場所の補償は、算定が難しいため、今後の検討課題とされています。

漁業・高湿度業者の皆さんへ

海上原子力により航行危険区域に設定された第一原発を中心とする半径30キロ圏内海域で漁業や海産物を営んでいた方は、営業損害や給与等が補償の範囲に含まれます。

農林水産業者の皆さんへ

政府や地方公共団体の指示・指図により出荷・換業の断念を余儀なくされた農林水産業者の方は、営業損害や給与等が補償の範囲に含まれます。

今後の損害賠償請求に向けて

今後、補償金の支払いを受けられるよう、以下のような項目について、日々の記録を作成しましょう。口ごとの被害、損害があるかメモしましょう。
放射能検査費用、避難費用、治療費、事業・農業・漁業などで得られなくなった利益、避難により得られなくなった給料、土地・建物等の価値の喪失・減少、避難に伴う生活費の増加など
可能な限り、証拠を揃えましょう(レシート、領収書などの保存)
避難の経緯、経路、どのような避難生活だったか、大変だった点、苦痛だった点について、記録しましょう。
*日々の記録には、ビッグパレットにて配布中の「東日本大震災・記録ノート(被災者ノート)」をお役立てください。

口ごとの「補償」と損害賠償は、法的には異なります。「第一次指針」は「損害賠償」と表現し、東京電力は「補償」と表現していますが、本ニュースでは便宜上、「補償」に統一しました。

補償のこと、仕事のこと、家族のこと、家のこと、今後のこと...お困りごとがあればご相談ください。

法律＆困りごと無料相談会

毎日午後1時～4時 ビッグパレット多目的ホールCにて実施中です。どなたでもお気軽にお立ち寄りください!

福島ニュース 2011.6.4 発行:東京三弁護士会

弁護士による法律・生活に関する電話相談
福島県弁護士会 平日 午後2時～午後4時
024-534-1211(福島)、024-925-6511(郡山)、
024-227-2522(金津若松)、024-625-0455(いわき)
日本弁護士連合会 平日 午前10時～午後3時
0120-366-556 (フリーダイヤル)

東京電力、仮払金支払いへ

【対象者】 第一原発から半径30キロ圏内の避難住民・計画的避難区域住民の皆さんが対象です。
【金額】 一般世帯は100万円、単身世帯は75万円です。
※農林漁業者・中小企業者には、別途支給されます。
【問合せ先】 東京電力「福島原子力補償相談室」 0120-926-404(受付時間午前9時～午後9時)

仮払金とは？

被災者の皆さんは、今回の原発事故によって受けた損害を東京電力に補償してもらいたい権利があります。しかし、個々の被災者の方にはそれぞれ色々な事情があり、補償を受けられる金額を算定するのは容易ではありません。そこで、金額が確定する前に、暫定的に補償金を支払うこととしたのが今回の仮払金です。したがって、将来、皆さんが受けた損害が確定し、補償金の金額が決まったときには、仮払金として支払を受けた金額については既払金として扱われることになります。

補償への道筋

本来なら、被災者の皆さんは、各自で直接東京電力に補償を求めて行くことができます。しかし、原子力災害は、莫大な人数の方に長期にわたる損害を与えるため、各自で補償を求めたのでは大変な混乱が生じてしまいます。そこで、原子力災害対策特別措置法は、全ての被災者に迅速かつ公平に補償がなされるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」という会議を設けて、そこで補償に関するルールを決めることにしています。5月31日、補償に関する第一次指針を公表しました。第二次指針は、第一次指針の対象とされなかった損害項目等も、補償の対象に追加するものです。

今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの？

受けられないと決まったわけではありません。今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって支払われるものです。今後さらに仮払金が支払われたり、最終的な補償金で支払われるときは、指針に基づいて仮払金対象者が決まるとはなりません。指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されていきます。第一次、第二次指針で補償の対象として示されなかった損害であっても、今後示される指針によって、補償の対象に含まれる可能性があります。

補償の範囲に関する第二次指針

補償の対象となる損害の項目は？

第二次指針では、次の4つの損害が、補償の対象に含まれる損害として新たに追加されました。
①政府による避難等の指示に係る損害
→一時立入費用、帰宅経路、避難生活に余儀なくされたことによる精神的損害
②政府等による出荷制限指示等に係る損害
→出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害、出荷制限指示等の解除後の損害
③政府等による作付制限指示等に係る損害
→営業損害、就労不能等に伴う損害
④いわゆる風評被害
→農林漁業の風評被害、観光業の風評被害

①政府による避難等に係る損害

一時立入費用	帰宅費用
警戒区域の中に住居を有している方(第一原発から半径30キロ圏内の住居を有している方は除きます。)が、「一時的立入」に参加するために自己負担した交通費、家財運送移動費用・除染費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費用等も含む。)は、補償の対象になります。	避難等することを余儀なくされた方が、対象区域内の住居に戻るために負担した交通費、家財運送の移動費用は、補償の対象になります。

避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害

避難、それに引き続く対象区域外での滞在を余儀なくされた方と屋内待避を余儀なくされた方が、正常な日常生活の維持・継続が長期にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の部分については、補償の対象に含まれる損害です。

避難費用のうち、交通費、家財運送移動費用、宿泊費用等については、現実に自己負担した額が補償の対象となります。生活費の増加費用については、精神的損害として補償の対象になります。精神的損害については、避難生活を送っていた場所によって、生活環境や利便性、プライバシー確保の点からみて精神的苦痛の程度が異なると考えられています。そのため、避難場所によって補償額に差をつけることが検討されています。

②政府等による出荷制限指示等に係る損害

出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害	出荷制限指示等の解除後の損害
農業者の方々が、政府や地方公共団体の指示・指図により作付の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合は、その減収分が補償されます。作付の断念によって生じた追加の費用(苗の廃棄費用など)も、補償の対象に含まれます。	政府や地方公共団体の指示・指図により、出荷・換業の断念を余儀なくされた農林水産業者の方。出荷制限指示が解除されたにおいても、減収が生じた場合は、その減収分も補償の対象に含まれます。

③政府等による作付制限指示等に係る損害

営業損害	就労不能等に伴う損害
政府による作付制限指示、放牧・牧草等の給与制限指図、地方公共団体からの営業要請があったために、農業者の方々が、作付、放牧などの営農に関する行為の断念を余儀なくされ、減収が生じた場合は、その減収分が補償されます。作付等を断念して、代替飼料を購入した場合には、その追加費用も補償に含まれます。	政府による作付制限指示や地方公共団体による営業要請によって、農業者の方々の経営状態が悪化してしまい、そこで動員していた勤労者が就労できなくなってしまった場合、給与等の減収分も補償の対象とされています。

④いわゆる風評被害

農林漁業の風評被害	観光業の風評被害
政府等による出荷制限等が出たことのある地域で産出された、①農産物、②水産物、③水産物(全て費用に限る。)に付随して、買い控えなどによって生じた損害が補償されます。また、農林漁業者の方々が、買い控えによる被害を懸念して、事前に自ら出荷・換業・作付を断念したことによって生じた損害も、補償の対象に含まれます。	福島県内に営業の拠点を有する観光業に関して、消費者が予約を控えたり、解約することによって減収が生じた場合、その減収分について、補償を受けることができます。福島県外に営業の拠点を有する観光業については、引き続き検討することです。

今後の損害賠償請求に向けて

今後、補償金の支払いを受けられるよう、ビッグパレットにて配布中の「東日本大震災・記録ノート」に日々の記録を綴りましょう。口ごとの被害、損害があるかメモしましょう。
口ごとの放射能検査費用、避難費用、治療費、事業・農業・漁業などで得られなくなった利益、避難により得られなくなった給料、土地・建物等の価値の喪失・減少、避難に伴う生活費の増加など
可能な限り、証拠を揃えましょう(レシート、領収書などの保存)
避難の経緯、経路、どのような避難生活だったか、大変だった点、苦痛だった点について、記録しましょう。

補償のこと、仕事のこと、家族のこと、家のこと、今後のこと...どなたでもお気軽にご相談ください!

法律＆困りごと無料相談会 毎日午後1時～4時 ビッグパレット多目的ホールCにて実施中。

東日本大震災電話相談

このたびの地震で被害にあわれた方に、
心よりお見舞い申し上げます。

日本弁護士連合会・東京三弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）は、被災者の法的問題に関する相談の要望に早期に応えるべく、主として被災者の方を対象とする無料電話相談を実施します。

電話はフリーダイヤル

0120-366-556

平日 午前10時から午後3時まで

- 生活のこと、家のこと、境界のことなど
ご心配なことをまずはお尋ねください。
- 弁護士が対応します。

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・東京三弁護士会多摩支部

震災ホットラインサービス

弁護士による皆様のご要望に応えた無料法律相談サービス

労働・賃貸借・ローン問題

保険・生活保護・補償問題

弁護士会ではこのようなサービスを実施しています！

避難者の方

- 震が関・立川での無料面接法律相談実施
- 避難先や一時入居先への出張無料相談実施
例) 法律事務所や震が関・立川法律相談センターに事情が来られない場合等。
- 近隣弁護士の紹介
例) 避難先・居住先の近隣弁護士にじっくり相談したい場合等。

各自治体関係者

- 各自治体・各種機関への弁護士サービスの実施
例) 各自治体や各住宅等で企画する各種相談会・イベントに弁護士が参加して避難者のお悩みを聞くなどします。
- 複数避難者がいる場合の指定場所での法律相談実施
例) 公営住宅等で、避難者が多数いる場合等。
- 複数避難者がいる場合の指定場所での説明会実施
例) 公営住宅等避難者が多数いる場合等において、震災に関する各種法律制度・補償制度等について皆で説明を受けたい場合等。

～まずはお電話でお問い合わせください～

【受付電話番号】 03-3581-1511

【電話受付時間】 平日の午前10時～午後3時

担当者に、「震災ホットラインサービス利用希望」とお伝え下さい。

【開催中！】

弁護士による無料法律相談会

電話相談・面談相談両方あるよ！

【面談相談希望の方】以下の各法律センターまで、電話にてご予約下さい。

※ご予約後、急用などによりキャンセルされる場合には、事前にご連絡お願い致します。

震が関法律相談センター

Tel: 03-3581-1511

【予約受付】平日午前10時から午後4時半まで

※少なくとも本年度9月末日まで実施予定です。

【相談時間】平日の午後1時から午後3時まで

【住所】東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館3階

立川法律相談センター

Tel: 042-548-7790

【予約受付】平日午前10時から午後4時半まで

※少なくとも本年度9月末日まで実施予定です。

【相談時間】毎週水・土の午後1時から3時まで

【住所】東京都立川市曙町2-37-7
コアシティ立川12階

【電話相談希望の方】電話相談センターまで直接お電話下さい。

電話相談センター・Tel: 0120-366-556

【相談時間】平日のみ午前10時から午後3時まで（お一人様10分程度）※フリーダイヤルなので無料です！



どんな小さな相談や悩み事でも構いませんので、
どうぞお気軽にお申し込み下さい！

生活と法律の合同相談

- ◆震災で住宅が倒壊し、住宅ローンも支払えなくなってしまった。
- ◆消費者金融に支払が残っているが、震災で職を失いどうしていいのかわからない。
- ◆行方不明の家族の財産管理の仕方を教えてほしい。
- ◆認知症の高齢者の財産管理をどうしていいのかわからない。
- ◆最近介護が必要になってきたが、家族での介護も難しいし、これからどうしたいのかわからない。
- ◆障がいを持っている家族がいるが、何か利用できる制度はないのかわからない。
- ◆ともかく話を聞いて欲しい。 などなど



※このような心配やお困り事があれば、一度ご相談下さい。
※法律の専門家の弁護士やソーシャルワーカー、
リハビリ専門職がご相談をお受けします。
※ご相談は無料で、秘密は厳守します。
※「話だけでも聞いてみよう」も大歓迎です。

相談窓口の設置 ビッグパレットふくしまCホール
合同相談の開設 毎週2回 (曜日 ・ 日曜日)
開設時間 午後1時 ~ 午後4時
相談方法 直接相談窓口へおいで下さい。 **予約不要**
ご希望が他地域の避難所へも相談に
お伺いします。

この相談会は
弁護士会：

相談支援専門職チーム
が協働して行っ
ています。

- ・東京弁護士会
- ・第一東京弁護士会
- ・第二東京弁護士会
- ・福島県弁護士会
- ・福島県介護支援専門員協会
- ・福島県社会福祉士会
- ・福島県医療ソーシャルワーカー協会
- ・福島県精神保健福祉士会
- ・福島県県理学療法士会
- ・福島県作業療法士会



復興のための
暮らしの手引き

～ここから/KOKO-KARA～



平成23年
冬版

第一東京弁護士会
東日本大震災対策本部

目次

- 住む・暮らす
- 家族
- 子ども
- 働く
- 支援資金
- 税金等
- 借入金
- 生活保護
- 公的証明
- の外国人
- 法律相談
- 関連事故
- 連絡先

キッズひまわり
ホットライン

第二東京弁護士会 **子どもの悩みごとと無料電話相談**



- ・転校先の学校になじめない。
- ・学費の援助はしてもらえるの？

何でも相談できます

(子どもに関する大人からの相談もどうぞ。)

- ・教科書や制服はあたらしくもらえるの？
- ・ひとりぼっちになってしまった親せきの子どもを引き取りたい。

毎週 火・木・金曜日 午後3時～5時

0120-311-258

(フリーダイヤル・携帯電話からも無料でかけられます。)

弁護士がお答えします。秘密は絶対に守ります。



東京・弁護士会館での面接相談もあります。電話03-3581-2257でご予約ください。

【仮題】被災者ノート子ども版



2012年4月作成



“赤フリ学習室” 開講

のおしらせ

4/28(木)から毎日
やってるよ!



- ☆ボランティアのお兄さん・お姉さんといっしょに、勉強しよう!
- ☆体験参加もOK!! “赤フリ学習室”に直接来てください!!

対象：小学生

場所：グランドプリンスホテル赤坂 地下1階

日時：午前10時～12時 午後1時～4時半

(この時間の間、いつ来てもOK!!)

参加費：無料

持ち物：特になし。筆記用具や宿題などあれば持ってきてね!!

参加方法：予約不要。入室自由。

- ・色々な事情で学校に通っていない子
- ・学校の宿題をやりたい子
- ・宿題は多いけど勉強をしたい子



→ 大学生や社会人のお兄さん・お姉さんが勉強のお手伝いをし

【主催】東京弁護士会・子どもの人権と少年法に関する特別委員会

「赤フリ子どもサポーターズ」

